

令和6年3月15日
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部

高速増殖原型炉もんじゅの第4回定期事業者検査の開始について

高速増殖原型炉もんじゅは、現在、廃止措置作業を実施していますが、令和6年3月18日から約13か月の予定で第4回定期事業者検査を実施します。

定期事業者検査を実施する施設*は次のとおりです。

- (1) 建物及び構築物
- (2) 原子炉及び炉心
- (3) 原子炉冷却系統施設
- (4) 工学的安全施設
- (5) 原子炉補助施設
- (6) 計測制御系統施設
- (7) 電気設備
- (8) タービン及び付属設備
- (9) 放射性廃棄物廃棄施設
- (10) 放射線管理施設
- (11) 発電所補助施設
- (12) その他の施設

*：原子炉等規制法に基づき、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の定めるところにより、廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（性能維持施設）について検査を実施します。

別紙：高速増殖原型炉もんじゅ 第4回定期事業者検査工程表

以上

